

発議第3号

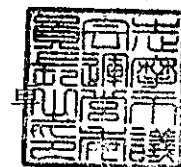
ロシアによるウクライナ侵攻に嚴重に抗議する決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月4日提出

志摩市議会 議長 金子研世 様

提出者 志摩市議会 議会運営委員会
委員長 濱口



令和4年3月4日 可決

ロシアによるウクライナ侵攻に嚴重に抗議する決議

令和4年2月24日、ロシアのプーチン政権はウクライナへの軍事侵攻を行った。このことは、国際社会の平和と秩序、安全を著しく脅かすものであり、断じて容認できない暴挙である。また、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人も緊迫した状況の中で厳しい状況に置かれており、我が国にとっても決して無関係ではない。

このような力による一方的な現状変更への試みは、国際連合憲章をはじめとする国際法に明白に違反する行為であり、国際秩序の根幹を揺るがすものであって、強く非難されるべきものである。また、非戦闘員である民間人に多くの被害が出ていることも痛恨の極みである。

よって、志摩市議会はロシアによる侵攻の犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、ロシア政府に対し、ウクライナへの軍事侵攻に嚴重に抗議し、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意ある対応を強く求めるものである。

また、日本政府において、現地在留邦人の安全確保に努め、我が国への影響を最小限に留めるための対策に万全を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携し、即時無条件でのロシア軍の完全撤退の実現に向けて、毅然たる態度でロシアのプーチン政権に臨み、制裁措置の徹底及び強化を図ることを求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月4日

志摩市議会